

学校いじめ防止基本方針

今治市立九和小学校
令和7年4月9日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等は、全ての児童に安全安心な学校生活を保障し、心身共に健全な成長を図る上で、最優先に取り組まなければならない対策である。

そこで、「いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」との認識の下、家庭、地域、関係諸機関と連携を図りながら、「いじめは絶対に許されない、社会で許されない行為は、子どもでも許されない、いじめを傍観することも許されない」ことを、校長のリーダーシップの下、全教職員が学校の教育活動全体を通じて毅然とした態度で指導する。

さらに、いじめが放置されることのないよう積極的な認知に努め、未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。

2【学校が設置する組織】

九和小学校いじめ防止対策委員会 (生徒指導委員会)

<構成員>

校長、教頭、教務主任、研修主任
該当学級担任、生徒指導主事
養護教諭、人権・同和教育主任

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

九和小学校全職員、PTA、学校運営協議会委員、行政関係者、ハートなんでも相談員、人権・福祉関係者、民生委員

<役割>

- いじめ防止のためのいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断
- 被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正
- 校内研修の企画・実施
- 学校いじめ防止基本方針の点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」による点検の実施

<外部専門家>

<関係機関等>
発達支援センター
今治警察署
ネウボラ政策課

3【未然防止のための取組】

- いじめをしない、許さない、見逃さないための教育の推進
 - ・ 人権・同和教育の充実 ・ 道徳教育、情操教育の充実 ・ 体験活動や問題解決的な学習の充実・ コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の充実
- 基礎学力を培うための指導の改善と充実
- 「仲間とともに高め合う集団づくり」の推進
- 児童理解のための教員研修の充実
- 保護者や地域、関係諸機関との情報共有
- 保育所や幼稚園、中学校等との連携協力体制の整備
- インターネット上のいじめに対する対策（啓発活動、情報モラル研修会など）の推進

4【早期発見のための取組】

- いじめの積極的認知のための児童の実態把握と情報共有
 - ・ 全教職員による授業中、休憩時間、昼休みや課外活動等における児童の様子や人間関係の把握
 - ・ 日記や連絡帳の活用による学級担任と児童・保護者との密な連絡と信頼関係の構築
 - ・ 悩み調査（ゆうかりタイム）の定期的な実施といじめ早期発見のためのチェックリストの活用
 - ・ 教育相談（全教職員によるチャンス相談、ハートなんでも相談など）の充実
- インターネット上のいじめに対する対策（情報モラル研修会、えひめ情報リテラシーアップりの利用など）の推進

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 組織的対応の展開
 - ① 指導体制、方針決定
 - ・ いじめ認知の学校いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）への速やかな報告と情報共有
 - ・ 組織的な対応方針と役割分担の決定
 - ② 事実確認と実態把握
 - ・ 複数の教職員による当事者双方や周りの児童からの聞き取りによるいじめの事実確認
 - ・ 関係教職員との情報共有、事案の正確な把握
 - ③ 児童への指導・支援
 - ・ いじめを受けた児童の徹底した保護と継続的な支援
 - ・ いじめを行った児童に対する、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導の徹底
 - ・ いじめは決して許される行為ではないという人権意識の醸成の再確認
 - ・ ハートなんでも相談員との連携、児童の心のケアの促進
 - ・ 心の教育・命の教育の充実、誰もが大切にされる学級経営の見直し
- 保護者との連携
 - ・ いじめを受けた児童、いじめを行った児童の双方の保護者への事実関係と今後の指導方針の説明、協力依頼
- 関係機関との連携
 - ・ 事実関係と今後の指導方針の説明、協力依頼
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言のもと、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を尊重する心と態度の育成
- 子どものサインに気付く関係づくりとコミュニケーションの推進
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導と約束づくり

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見つけた時の注意と家庭、学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生徒指導委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート等 (※ 無記名調査)	○	○ ※	○	○		○	○ ※	○	○	○	○ ※	○
教育相談	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			
学校評価				○					○			
ジブンミカタプログラム (5・6年生)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○